

出雲市下水道事業の公営企業化について

国からの下水道事業に対する公営企業会計の適用への取組みの要請（平成 27 年 1 月 27 日付「公営企業会計の適用の推進について」）に基づき、本市の下水道事業の地方公営企業法の適用について検討を行った結果、下記の方針を進めていくこととしましたので報告いたします。

記

1. 法適用の対象事業

「集合処理」である公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業及び小規模集合排水施設整備事業については、公営企業会計へ移行します。

なお、「個別処理」である市設置浄化槽整備事業及び個別排水処理施設整備事業については、今年度で設置事業が終了することから、従来どおり特別会計とします。

2. 法適用の範囲

全部適用

※ 全部適用とは、地方公営企業法で定められた財務規定、組織体制及び職員の身分取扱いなどについて、すべての規定を適用すること。

3. 法適用の移行時期

平成 31 年 4 月 1 日（予定）

※ 国の要請による期限は、平成 32 年 4 月 1 日

4. 移行スケジュール

平成 28 年度 固定資産調査

平成 29 年度 固定資産調査、管理台帳システム整備、会計システム導入

平成 30 年度 管理台帳システム整備、会計システム導入及びテストラン、
条例・規則改正、打ち切り決算 等

平成 31 年度 公営企業会計適用（予定）

5. 移行経費

・事業費 171,400 千円

（うち債務負担行為設定額 148,000 千円(平成 29～30 年度)）

・財源 公営企業会計適用債

（充当率：100% 交付税措置：元利償還金の 49%）